

第 6 次 計 画 評 価

関 係 資 料

●経営企画委員会答申書

●評価総括

●評価一覧表

●重点到達目標達成率一覧

●計画期間にて達成・終了した事業



平成29年11月27日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 山 岡 治 喜 様

岡山県社会福祉協議会 経営企画委員会

委 員 長 山 本 浩 史
副委員長 岡 本 浩次郎
委 員 中 桐 泰
委 員 福 原 文 徳
委 員 妻 井 令 三
委 員 豊 田 ひとみ

第6次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画の実施に関する 評価について（答申書）

第6次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（以下、第6次計画という。）の実施に関する評価について、事務局より説明を受け、当委員会として数回にわたり慎重に審議を行った結果、適切に評価がなされていることを確認いたしました。その主な内容は次のとおりです。

第6次計画では、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、これまでの社会福祉の枠組みでは対応しきれない様々な課題が広がるなかで、生活困窮者等への総合相談体制の整備、災害時の福祉広域支援ネットワークの構築、市町村・市町村社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会を社協という。）等との連携による成年後見制度の推進等に対し、県社協は関係機関・団体とのネットワークやリーダーシップを発揮し、制度の狭間への課題解決に向けた活動展開や体制整備に取り組み、一定の成果をあげることができた。また、第6次計画より計画推進期間を3年から5年に変更したことに伴い、3年次には、中間評価を実施し、4年から5年次の修正計画を策定するなど、新たな評価サイクルの仕組みを構築した。さらに地域における公益的活動の促進に向けた調査・研究など新たな課題にも積極的に取り組み、あわせて、社会福祉法人制度改革を盛り込んだ改正社会福祉法が平成28年4月1日に一部施行されたことから、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等に取り組むとともに、平成29年4月1日からの本格施行に伴い、評議員会、理事会機能の見直しなど改正法に基づき、法人経営の体制整備に迅速かつ適切に対応してきたことは評価できる。

また当委員会として、第7次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（以下、第7次計画という。）において取り組むべきと考える事項について、第6次計画の経営方針に基づき、委員の意見を取りまとめましたので、次のとおり、答申いたします。貴会におかれましては、本答申に基づいて、第7次計画が遂行されるよう切望いたします。

【経営方針１ 組織「組織の実行力」】

- (1) 社会福祉法の改正では、特に社会福祉法人において経営組織のガバナンスの強化、事業運営における透明性の向上等が求められている。このことから、貴会においても、次の点について、さらに取り組まれることを望む。
 - ・ 県社協の役割の明確化を図り、その存在意義を県民に広く周知することに努めること
 - ・ 法人経営の機能強化を実行すべく、理事会が業務執行機関として機能すること
 - ・ 特定社会福祉法人として会計監査人を設置し、監事と連携した法人内部の管理体制を構築すること
- (2) 喫緊の課題に取り組むためには、事業・活動目標の重点化を図る必要がある。そのためには、常に事業の効果測定を行い、事業の見直しや合理化を行うことが求められる。そのための組織体制の構築や方法について検討されたい。

【経営方針２ 活動「地域の福祉力」】

- (1) 現在、生活困窮や社会的孤立が社会的な課題とされ、深刻さを増している。このことから、市町村社協をはじめとする関係機関・団体と連携し、その支援体制を構築されることに期待したい。

また、社会福祉法人には、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対し、積極的に対応することが求められている。このことから、社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進に向け、市町村社協、社会福祉事業を行う社会福祉法人と連携・協働し、それぞれの強みを活かした取組が展開されるよう、その推進体制や対応できる人材育成にも積極的に取り組んでいただきたい。
- (2) 福祉のまちづくりに向けた県民参画の基盤整備については、医療・福祉分野のみの連携に留まらず、産業、教育、観光、環境等との分野を超えた幅広い連携と協働を必要とする。そのための努力を期待したい。
- (3) 保健医療技術等の発展により、平均寿命が延び長寿化といった恩恵を我々は享受している。このことから人生100年時代を見据え、定年退職者の経験を活かした高齢者雇用や地域福祉活動への参加促進等、県民誰もが役割をもちながら、主体的に地域に参画できる環境づくりにも取り組んでいただきたい。
- (4) 昨今、福祉従事者による犯罪や利用者への虐待案件も後をたたない。このことは利用者が安心してサービスを利用できないに留まらず、生命の危機にさらされていると言っても過言ではない。このことから、一層、福祉サービスの質の向上に対し、取り組むことを期待したい。特に福祉従事者への倫理教育等に取り組んでいただきたい。
- (5) 2025年には、本県においても約6千人の介護従事者が不足するという、深刻な問題に直面している。このことから、関係機関と連携のうえ、一層、その対策を進めるとともに、離職要因の実態を把握するための調査・研究活動にも取り組んでいただきたい。また、確保した人材が定着し、やりがいを持ち、いきいきと働くことができる職場環境づくりに向け、一層の取組を期待したい。

【経営方針3 人事・労務「人材の創造力」】

- (1) 県社協では様々な業務を実施していることから、全体の業務を把握し、総合的に業務が遂行できる能力が職員に求められる。しかしながら、その一方で、その業務においてはプロフェッショナルな人材が求められる場合がある。このことから、それぞれの分野における専門家としてキャリアアップしていく仕組みや、職員に対し福祉専門職としてのプロ意識の醸成を図る取組を期待したい。

【その他の事項：事業評価について】

- (1) 数値による評価が可能な事業となじまない事業があることから、事業のすべてを「目標達成率」で評価することができなかった点が見受けられた。これは、第6次計画の中間評価においても同様であった。よって、第7次計画の実施状況を評価する場合、引き続き、担当者の主観的評価に頼らず、客観的な評価が可能な事業については数値による評価を適用するとともに、数値がなじまない事業については、単に数値上の推移（伸び）を見るだけではなく、事業効果により評価を行うことも必要と考える。また評価基準の考え方は、事業の実施前に担当職員等へも周知し、常に意識して取り組まれることを期待したい。あわせて、これまで評価方法については、その都度、考えられた方法により行われてきたと言える。このことから安定した評価方針及び方法の検討を期待したい。

評価総括【最終評価】

全体総括

平成25年度からスタートした第6次岡山県社会福祉協議会経営・活動計画（以下、「第6次経営・活動計画」という。）では、少子高齢化や地域・家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年、多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困等が社会問題になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの社会福祉の枠組みでは対応しきれない様々な課題が広がるなかで、生活困窮者等への総合相談体制の整備、災害時の福祉広域支援ネットワークの構築、市町村行政・社協等との連携による成年後見制度の推進等の重点課題を柱に、17の重点到達目標を掲げ、事業展開を図った。

この間、3年目となる27年度に、過去2年間の実績や生活困窮者自立支援法の施行をはじめ、介護保険制度改正や地域包括ケアシステムの推進、子ども・子育て支援の総合的な推進など、社会情勢の変化等を勘案しながら中間評価を行い、4年目以降の修正計画を策定し、新しい課題にも積極的に取り組んだところである。

また、社会福祉法人制度改革を盛り込んだ改正社会福祉法が平成28年4月1日に一部施行されたことから、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などに取り組むとともに、平成29年4月からの本格的な施行に伴い、理事会、評議員会の見直しをはじめ、社会福祉充実計画などについて、県内市町村社協等とも情報共有を図りながら、適切に対応したところである。

こうしたなか、最終評価にあたっては、県社協を取り巻く環境が激変する中で、事業の進捗状況や現状分析を行い、4つの経営方針の諸事業について、概ね順調に事業推進が図られ、一定の成果をあげることができたところである。

次期計画の策定に向けては、地域における公益的な取組や地域共生社会の実現に向けた取組など、新たな課題について地域住民はもとより、市町村社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、行政機関等と連携・協働し、解決につなげる支援に一層リーダーシップを発揮していくことが求められており、第6次経営・活動計画の成果等を踏まえながら、県社協の使命達成のための経営方針・実施計画を明確にしなければならない。

併せて、事務局を4部体制に再編後、組織の強化に向けて職務体制の整備を積極的に行ってきたところであるが、受託事業等の見直しにより財源が縮小の一途をたどっている状況もあり、部内及び部間の業務の更なる連携を図るためにも、組織の再編による体制整備を図ることが必要である。

法人経営・運営組織の整備 総括

5年間の成果

平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立し、平成28年4月1日から一部施行、平成29年4月1日に完全施行されたことに伴い、本会としても改正社会福祉法で求められる経営組織のガバナンス強化をはじめ、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等の諸課題について、「経営企画委員会」に情報提供を行うとともに、評議員会、理事会機能の見直し、並びに監事機能の充実強化を図ることにより、法人経営体制整備に取り組んだ。

さらに、組織活動の活性化に向けて、事務局職員による「企画調整会議（幹部会議、中堅職員会議）」の役割発揮、事務局内の横断的な特命チームである「災害福祉支援ネットワーク特命チーム」、「地域公益活動推進特命チーム」による取組の実施、さらには県民をはじめ、関係機関・団体や会員に対し、本会の取組や活動について、積極的に情報提供を行うなど広報・情報活動の強化に取り組んだ。

- (1) 平成29年度に改正社会福祉法の完全施行に伴い、法に基づく法人組織体制の見直しが求められ、定款の改正及び諸規程の整備、評議員会及び理事会機能の見直し、評議員定数、選任方法並びに任期の見直し等、法改正に迅速かつ適切な対応を行ってきた。

さらに、事業運営の透明性の向上を図ることから、法人情報閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の範囲を撤廃し、定款、役員名簿、現況報告書、事業報告書、財務諸表についてホームページ、並びに事務所に備え置き、公表したところである。

- (2) 広報・情報活動の強化に向け、広報活動強化方針を策定し、組織全体で積極的な広報活動の取組を行ってきた。特に、ホームページや機関誌のリニューアル、新聞紙面への掲載やフェイスブックなどを活用した情報発信にも取り組むとともに、県社協の認知度を高めるため、県社協イメージキャラクター「ももるんじゃー」を誕生させ、広く愛称募集を行い本会の理解促進に努めた。
- (3) 災害福祉支援ネットワークの構築に向けて、局内職員特命チームを中心に、ネットワーク推進会議の開催、災害福祉支援セミナーの実施による周知広報、災害派遣福祉チームの組成等、計画に基づく事業展開を図った。

また、平成25年、26年中国地方豪雨災害、平成28年の熊本地震、鳥取県中部地震に対し、中国ブロック災害時総合支援協定に基づく支援を行った。

- (4) 局内職員特命チームと関係機関・団体等との連携のもと、地域における公益的活動の推進に向けた「岡山県地域公益活動推進研究会」を立ち上げ、県域における地域公益活動の推進に向けた調査研究を実施した結果、「地域における公益的な取組」の推進のあり方について一定の方向性を示した。

次期計画に向けた課題と方向性

第6次経営・活動計画の法人経営・運営組織の整備の重点課題として、理事会・評議員会機能の充実を掲げ、評議員会・理事会への出席率の向上、役員構成の見直し実施を評価数値として所要の取組を行ってきたところであり、年間スケジュールの事前周知や議案等の資料の事前送付により、出席率の向上や審議の活性化等に努めて来たところである。

また、法人制度改革により経営組織の見直しとして、一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等、内部管理体制の整備について基本方針を理事会において決定し体制を整えていくことが求められており、理事及び評議員には、従来に増して法人経営への参画と役割について理解いただくよう引き続き取り組んでいかなければならない。

災害福祉支援については、短期間での取組で解決できる課題ではないことから、災害発生時・平時の取組も踏まえた継続的な支援展開・支援体制の構築に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、地域における公益的活動の促進に向けた調査・研究については、地域公益活動推進研究会で一定の方向性を示し、調査研究の目標は到達したことから、研究報告を基に、具体的な事業については「経営方針2の活動」において、計画的に展開していくこととする。

さらに、事務局を4部体制に再編後、組織の強化に向けて職務体制の整備を積極的に行ってきたところではあるが、法人を取り巻く環境変化の中であって、受託事業の見直し等により財源が縮小の一途をたどっているものもあり、また、部内及び部間における業務の更なる連携を図る上において、組織の再編による体制整備を図ることが必要となってきた。

社会福祉法人である社会福祉協議会の役割を発揮する上において、法人経営組織のガバナンス強化をはじめ、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化確保、広報・情報活動の強化に向けて、引き続き情報収集に努めながら取り組んでいくことが重要である。

- (1) 改正社会福祉法に基づく法人経営の機能強化
- (2) 法人経営の透明性の確保と組織管理体制の充実

経営方針ごとの総括

経営方針2 ▶ 活動「地域の福祉力」

(1) 福祉のまちづくりに向けた県民参画の基盤整備 **総括**

5年間の成果

小地域福祉活動の仕組みや拠点整備に向けては、県内の市町村社協との連携のもとで、地域の早期発見の仕組みとなる福祉委員活動の活性化を目指し、その役割・活動についての全県的な普及・啓発活動に取り組むとともに、市町村社協の地域福祉活動計画の策定支援や進捗管理・評価の仕組みづくりに取り組んだところである。

また、公私協働を基本とした地域づくりを目指し、生活困窮者支援や地域包括ケアの実現、災害支援体制の整備等、今日的な地域福祉課題に対応できる市町村社協ボランティアセンターの機能充実・強化を図った。さらに、県社協ボランティア・NPO活動支援センターの事業ビジョンの明確化（3か年プランの策定）に取り組み、併せて県内の災害ボランティア支援体制の整備に向けた人材育成やネットワークづくりにも取り組んだ。各事業の推進を図りながら、コミュニティソーシャルワーカーの養成や市町村社協基礎研修など研修体系の整備を行い、地域づくりを支える人づくりも併せて行った5か年であった。

- (1) 市町村社協の「地域福祉活動計画」策定支援では、計画策定済みの19社協のうち12社協において、計画の進捗管理や評価の仕組みづくりがなされた。今後は作成した指導ガイドラインを活用し、より一層市町村社協で計画策定や内容の充実が図られるように総合的な支援を行っていく。
- (2) 社協におけるボランティアセンターの機能強化に向けて、「岡山県におけるボランティア・NPO活動支援センターアクションプラン」を策定した。これに基づき、社協ボランティアセンター機能の強化に向けた支援に取り組み、市町村社協ボランティアセンターの活動基盤の充実強化を図った。
- (3) 小地域福祉活動推進研究会を開催し、住民参画を基本とした地域基盤づくりに向けて福祉委員活動の必要性の啓発用DVDとパンフレットを作成した。これらの活動の結果、27市町村社協のうち地区社協設置は21社協、福祉委員22社協での取組が進んだことで住民参加の基盤の充実につながった。
- (4) コミュニティソーシャルワーカー養成事業や市町村社協職員基礎研修の体系整備に取り組み、地域づくりを基本視点に持ち個別対応にも強い専門職養成を図った。
- (5) 県・市町村社協災害時相互支援協定を締結するとともに、市町村社協ボランティア担当職員のスキルアップの一環として、災害救援専門ボランティア研修や災害ボランティアセンター設置運営訓練などを開催し、日ごろからの地域づくりの必要性の理解と関係者の資質向上に努めた。

次期計画に向けた課題と方向性

第6次経営・活動計画の最終評価としては、事業実施についてはほぼ計画を達成しておりこのまま継続的に行っていく、事業内容は環境変化に合わせて充実させていくことが必要である。

特に平成27年度以降は、生活困窮者自立支援法の施行、第6期介護保険法の改定や社会福祉法人制度改革を基本とした改正社会福祉法の施行、さらには地域共生社会の実現へ向けた制度改革など、地域福祉をめぐる環境が大きく変化するなかで、次期計画に向けては、今般の社会情勢や社会福祉の制度動向を十分に見極めた上で、今期の計画実践の積み上げを基に、新たな地域福祉推進の仕組みづくりを行う必要が出てきた。

各論的には地域包括ケア体制の拡充に向けた身近な生活圏域での住民主体の生活支援活動の推進強化や地縁組織・ボランティア・NPO及び社会福祉法人等の多様な主体による連携協働の促進並びに市町村社協ボランティアセンターの機能強化とそれに伴う災害支援体制の拡充促進などが、次期計画に継続して取り組むべき課題といえる。これらの諸課題に対応するために、市町村社協のより一層の活動基盤の強化に取り組む。

- (1) 公私協働のまちづくりを進める観点から、市町村社協との連携のもとで、地区社協等が主体となって策定する「小地域福祉活動計画」の策定促進を図り、小地域ケア会議や生活支援サービス等も含めた総合的な事業展開を支援していく。
- (2) 県内の市町村の実態に合わせた市町村社協ボランティアセンターの活動基盤の充実・強化を図り、社会的包摂に向けた福祉教育への理解促進や担当職員の育成・スキルアップに取り組む。
- (3) 市町村社協活動活性化事業の推進を通じて、自律的な市町村社協の活動基盤の整備を行い、地域住民と社会福祉法人施設、NPO、企業等との協働による地域づくりや地域における公益的な取組の推進に向けた事業推進を行う。

(2) 利用者保護・支援の仕組みづくりの推進 **総括**

5年間の成果

利用者保護・支援の基盤整備として、高まる後見支援ニーズへの対応を見据え、地域における権利擁護支援体制づくりの促進、充実を図った。

また、「社協・生活支援活動強化方針」の実現や、生活困窮者自立支援法の施行に伴う関連事業の実施に向け、市町村社協をはじめ、関係機関と連携を図るとともに、基盤整備に取り組んだ。

地域生活定着促進事業における特別調整対象者等の支援では、福祉や医療、行政等関係機関・団体と連携を図り、支援対象者が、地域で安定した生活を継続することができるよう努めた。

- (1) 「市町村における権利擁護推進実態調査」の実施により、成年後見制度に係る推進上の課題や、市町村社協との連携体制の現状を把握するとともに、行政への権利擁護体制整備の必要性についての啓発・喚起につながった。また、市民後見人情報交換会を開催し、関係者間の県域的な情報交換の場を設けた。
- (2) 「日常生活自立支援事業あり方検討会」並びに「市町村社協権利擁護センター／法人後見連絡会」を開催し、福祉サービス利用者等の権利擁護体制の充実に向け、課題協議に取り組んだ。
- (3) 「市町村社協活動活性化支援事業」を実施し、総合相談・生活支援機能の更なる活性化に向け、9社協に助成を行った。本事業により、法人後見に取り組む市町村社協が増加し、日常生活自立支援事業から成年後見制度への、切れ目のない支援に繋がった。
- (4) 「社協・生活支援活動強化方針」の実現に向けて、市町村社協生活困窮者支援検討会や市町村社協活動活性化支援事業、生活困窮者支援ネットワークフォーラムなど、幅広い事業展開により、同強化方針の県内進捗率の向上を図った。
- (5) 民間事業者との連携による、生活困窮者の早期発見・対応、見守り活動の仕組みづくりに取り組み、各種会議・研修において啓発を図った。
- (6) 地域生活定着促進事業において、フォローアップ業務の取扱いマニュアルを作成し、効率的な業務遂行に努めた。また、関係機関を対象とした、研修会や矯正施設の見学会等を通して、触法高齢・障害者への支援について理解促進を図った。

次期計画に向けた課題と方向性

利用者保護・支援においては、多様で複合的な地域生活上の課題に対応していくため、市町村社協がそれぞれの地域特性を生かした、総合相談・生活支援機能の充実・強化を図ることができるよう、更にその基盤整備に取り組まなければならない。

これに向けては、生活困窮者自立支援法の施行を受け、成年後見制度も含めた総合的な権利擁護支援体制づくりの充実・強化を図るとともに、地域を基盤とした生活困窮者等への包括的な相談支援体制の整備を強化していくこととする。

また、地域生活定着促進事業では、身元保証の問題や介護サービス利用が非該当であるなど、福祉の支援では対応しきれない対象者を含め、地域での安定した自立生活に向けた支援に、引き続き取り

組むことが必要である。

- (1) 市町村社協との連携のもと、地域における権利擁護支援体制の充実・強化を目指し、併せて権利擁護支援センターの設置促進や、成年後見制度に関する取組への支援を図る。
- (2) 「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)の理解促進・周知徹底を行うとともに、生活困窮者自立支援事業等の推進・強化を、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組の動向等を踏まえ、総合的に推進していく。
- (3) 幅広い関係機関との連携による、地域生活定着促進事業における特別調整対象者等の地域定着率の維持・向上に向けた取組を強化していく。

経営方針ごとの総括

経営方針2 ▶ 活動「地域の福祉力」

(3) 福祉サービスの質の向上 **総括**

5年間の成果

社会福祉法人制度改革や改正社会福祉法への対応に向けて、社会福祉法人への情報提供支援を適時・適切に行い、組織管理体制の整備や災害福祉支援をはじめとした社会福祉法人の公益的取組への支援に取り組むとともに、人事労務管理体制整備に向けた各種調査研究活動や福利厚生制度の充実を図ることができた。

慢性的な福祉人材不足の解決にあたっては、人材確保に向けた総合的な推進体制を整備し、行政や福祉施設、関係機関・団体等との連携・協働による効果・効率的な事業展開を図るとともに、新たな事業にも積極的に取り組むことができた。

また、研修体系の再構築を図る等、人材の定着や育成支援に向けた取組の強化を図ることができた。

- (1) 法人経営や施設運営への支援として、経営相談事業や顧問契約サービス、各種セミナー等を開催するとともに、社会福祉経営支援委員会との連携による地域貢献活動や災害福祉支援、人材育成・定着等に関する調査研究や、福利厚生制度の充実、各種制度改革への適切な対応に向けた提言活動等にも取り組むことができた。
- (2) 「福祉紹介キャンペーン」事業の拡充や、「福祉の職場見学・体験ツアー」等の実施を通じて、福祉の仕事への理解促進を図ることができた。また、介護の日の啓発イベントの開催をはじめ、岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会との連携のもと「おかやまフクシ・カイゴWEB」の開発や高齢者雇用の促進に向けた活動に取り組むとともに、離職した介護福祉士の届出制度による再就業の促進に取り組むことができた。
- (3) 「仕事の悩み何でも相談」や「職場の定着力アップ出張講座」、「福祉・介護人材定着支援セミナー」開催による職場環境整備に向けた支援に取り組むことができた。
- (4) 福祉人材確保研究会により、法人・事業所の採用力を高め、「福祉の就職総合フェア」でその実践に取り組むことで、フェア全体の活性化を図ることができた。
- (5) 研修体系を再構築し、研修効果を高めるとともに、福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の導入に向けた研究や、介護支援専門員実務研修、認知症介護実践研修等について、国の制度改革に基づいた新たなカリキュラムにより適正に実施することができた。

次期計画に向けた課題と方向性

社会保障・社会福祉法人制度改革による外部環境の変化や、福祉人材確保の厳しさが増すなか、サービス実施法人や事業者が、地域社会や利用者からのニーズに応え、質の高いサービスを継続的に提供していけるよう、主体的取組に向けた経営支援を引き続き推進していく必要がある。

また、社会福祉法人等による地域の公益的活動の推進や災害福祉支援にあたっては、取組に向けた理解促進を図りながら、行政、関係機関・団体等による公私協働のネットワークと連携し、事業推進を図っていく必要がある。

不足する福祉・介護人材の確保対策については、求職者を増やしていくことが課題となっており、福祉・介護人材確保対策推進協議会との連携により広報啓発活動をはじめ、就労支援や職場環境の改善に向けた支援等に一層取り組んでいくとともに、キャリアパスの構築を踏まえ、研修ニーズに基づく効果・効率的な研修体系を整備していかなければならない。

- (1) 社会福祉経営支援委員会等との連携により、社会福祉経営課題の解決に向けた調査研究活動の推進や、福利厚生制度の安定した運営等により、組織管理や人事・労務管理体制の整備に対する支援に取り組む。
- (2) 福祉施設等が地域における災害時の支援・拠点として機能発揮できるよう、「災害派遣福祉チーム」の組成に向けてチーム員の養成・支援等を行っていくとともに、行政や関係機関・団体と連携し、災害時要配慮者の支援体制の構築に取り組む。
- (3) 福祉・介護職場の理解促進、「離職した介護福祉士等の届出制度」による再就業の促進等、求職者の動向や就労ニーズを踏まえた人材確保対策や就労支援活動に取り組む。
- (4) 福祉人材の参入促進と職場定着が図れるよう、魅力ある職場づくりに向けた「認証・評価制度」の構築を目指し研究・開発していく。
- (5) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程を新たに導入し、福祉人材のキャリアアップを支援できる仕組みづくりを推進していくとともに、研修ニーズに基づく効果・効率的な研修体系を整備し、人材育成体制の充実に取り組む。

経営方針ごとの総括

経営方針3 ▶ 人事・労務「人材の創造力」

人事・労務管理体制の充実強化 **総括**

5年間の成果

効果・効率的な組織を目指して、本会組織を4部体制に再編し、部内、並びに部間における業務の連携に努めるとともに、職員研修体系の見直しを行い、毎年度研修ニーズ等を踏まえて策定する職員研修計画に基づく取組を通して、職員の資質向上に取り組んできた。

さらに、働きがいのある職場環境の実現に向けて、執務環境の安全確保と職員の健康管理、ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した労働環境の整備に努めた。

- (1) 毎年度当初に事務局企画調整会議において年度研修計画の検討・調整を行い、各職員においては、全体の研修計画に基づく個人研修計画の作成と、上半期・下半期に所属部長とのヒアリングを通して資質向上に努めた。

また、職員研修体系の見直しにより「職員資質向上研修」を新たに設け、本会主催の福祉職員生涯研修の講師を全職員が担うなど、各種場面を通じてプレゼンテーション力、企画力、コーディネート力等の更なる向上に努めた。

- (2) ほっとプランにおける重点事業に取り組んでいくにあたり、部署横断で特命チームと班、いずれかに関わりを持ち事業推進に取り組んだ。

- ・災害福祉支援ネットワーク特命チーム
- ・生活困窮者支援検討特命チーム(平成27年度終了)
- ・平成27年度、社会福祉法人制度改革への対応のあり方ワーキンググループを経て、平成28年度から地域公益活動推進特命チーム
- ・広報班
- ・情報管理班

- (3) 計画的な職員の昇任、昇格と、職員採用により、職務体制の整備を図った。

また、定年退職者の本人希望を踏まえた再雇用も行った。

さらに、女性職員の産休・育児休業の取得率は100%であり、育児・介護休業法に対応した規則の改正、岡山県子育て応援宣言企業への登録を行うなど労働環境の整備に努めた。

次期計画に向けた課題と方向性

人事・労務管理体制の充実強化に向けて、職員研修体系の見直しを行い、企画力、調整・コーディネート力、実践力を育てていくような取組を継続的に実施し、職員全体の資質向上を図ってきたところである。

また、人事異動においては、バランスよく業務を経験させるため、定期的な異動を行ってきたところであるが、採用後一定期間は、引き続き定期的な異動により、業務を幅広く習得していくことが必要と考えるが、一方で適材適所を見極め、それぞれの分野における専門家としてキャリアアップしていく仕組みについても考えなければならない。

併せて、部所における職員構成のバランスを整えながら、職場内でのOJTを活用した人材育成に努めるとともに、職員の安全と健康の確保、ワークライフバランスに配慮した労働環境の整備にも努め、働きがいのある職場環境の構築を目指していく。

- (1) 職員研修計画に基づく取組の実践と職員の資質向上
(2) 執務環境の安全確保と職員の健康管理、ワークライフバランスに配慮した労働環境の整備充実

経営方針ごとの総括

経営方針4 ▶ 財務「経営の自立力」

財務基盤及び管理体制の整備 **総括**

5年間の成果

法人経営の安定化のために、従来から取り組んできた参加費、掛金等の特定自主財源、用途を限定しない一般自主財源の安定的確保と、公的財源の確保に向け、個々の取組を積極的に実施してきた。

また、平成28年には社会福祉法人会計基準が省令に位置付けられ、さらに財務規律の強化が求めら

れることになったことから、経営実態の明確化、財務状況の透明性を担保するなど適正な財務管理を実施するとともに、財務諸表を本会ホームページ上で公表し、会計基準省令に沿った、より透明性の高い財務管理に努めたところである。

- (1) 平成28年度決算から、WAM NETを利用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により、財務諸表の開示が求められることになり、適切に対応した。
- (2) 財務規律の強化に伴い、毎会計年度「社会福祉充実残額」の算定が義務付けられることになり、本会が保有する積立金について使途・目的、寄附者の意向等を明確にし、地域福祉推進積立金については「市町村社協活動活性化支援事業助成金」として9か所に助成し、活用を図ってきた。
- (3) 貴重な民間財源である共同募金配分金、多山報恩会助成金を得て、本会が実施する事業に有効活用した。

次期計画に向けた課題と方向性

国、県からの補助金・受託金が毎年厳しくなっていく中であって、安定的・継続的に地域福祉活動を推進することができるよう、今後も引き続き自主財源の確保と、限られた財源の有効活用を考えなければならない。

また、一定規模以上の社会福祉法人(特定社会福祉法人)には、会計監査人の設置が義務付けられたところであり、生活福祉資金、各種貸付事業、退職共済事業といった社会福祉協議会固有の課題についても一定の整理と方向性が示されたことから、今年度中に会計基準省令の改正が予定されており、財務情報の信頼性の向上とガバナンス強化、さらには効率的な経営の実現のため、会計監査人の設置に向けて、課題整理を行いながら準備を進めなければならない。

さらに、顧問会計士と連携のもと内部牽制機能を強化し、より適正な業務執行体制の確立と、経営の透明性の確保に努めていかなければならない。

- (1) 安定的な財政基盤の確立と適正な財務管理の徹底
- (2) 会計基準省令に沿った透明性の高い財務管理